

【案】令和元年度 東彼杵町利用者負担金(保育料)

(2号認定、3号認定)

別表1

月額保育料
単位:円

階層区分		3歳児未満 (3号認定)		3歳児 (2号認定)		4歳児以上児 (2号認定)		
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	
B2	住民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C2	住民税所得割額非課税世帯 (均等割課税世帯)	14,500	12,500	0	0	0	0	
D2	住民税所得割 課税額	48,600円未満	18,500	16,500	0	0	0	0
D3		48,600円以上 60,700円未満	25,500	23,500	0	0	0	0
D4		60,700円以上 72,800円未満	27,000	25,000	0	0	0	0
D5		72,800円以上 84,900円未満	27,700	25,700	0	0	0	0
D6		84,900円以上 97,000円未満	28,500	26,500	0	0	0	0
D7		97,000円以上 115,000円未満	37,800	35,800	0	0	0	0
D8		115,000円以上 133,000円未満	40,000	38,000				
D9		133,000円以上 151,000円未満	41,300	39,300				
D10		151,000円以上 169,000円未満	42,500	40,500				
D11		169,000円以上 301,000円未満	49,000	47,000				
D12	301,000円以上							

- 住民税は夫婦の合算額とする。成形成中心者が夫婦以外の者の場合、その者の住民税課税額とする。
- 同一世帯から2人以上同時入所の場合、2人目以降無料とする。
- 町民税所得割額が57,700円未満の世帯で、園児に兄弟がいる場合、年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料とする。
- 令和2年度の保育料については未定のため(案)とする。
- 2・3号認定の0から2歳児の保育料には給食費を含む。